

**久喜宮代衛生組合**  
**循環型社会形成推進地域計画**

平成 25 年 1 月

**久喜宮代衛生組合**  
**久喜市 宮代町**

# 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3. 施策の内容	7
4. 計画のフォローアップと事後評価	14
添付資料	
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	15
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	17
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	18
参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）	19
参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）	20
添付資料1<トレンドグラフ>	22
添付資料2<地域内の施設の現況と予定>	25
添付資料3<現有施設の状況>	26
添付資料4<浄化槽設置整備事業対象区域図>	29
添付資料5<ごみの分別区分>	34

# 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町名 久喜市、宮代町  
 面積 98.35 km<sup>2</sup>  
 人口 189,814人 (平成23年4月1日現在)

(内訳)

市町名	久喜市	宮代町
面積 (km <sup>2</sup> )	82.40	15.95
人口 (人)	156,562	33,252

※面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(平成23年10月1日)

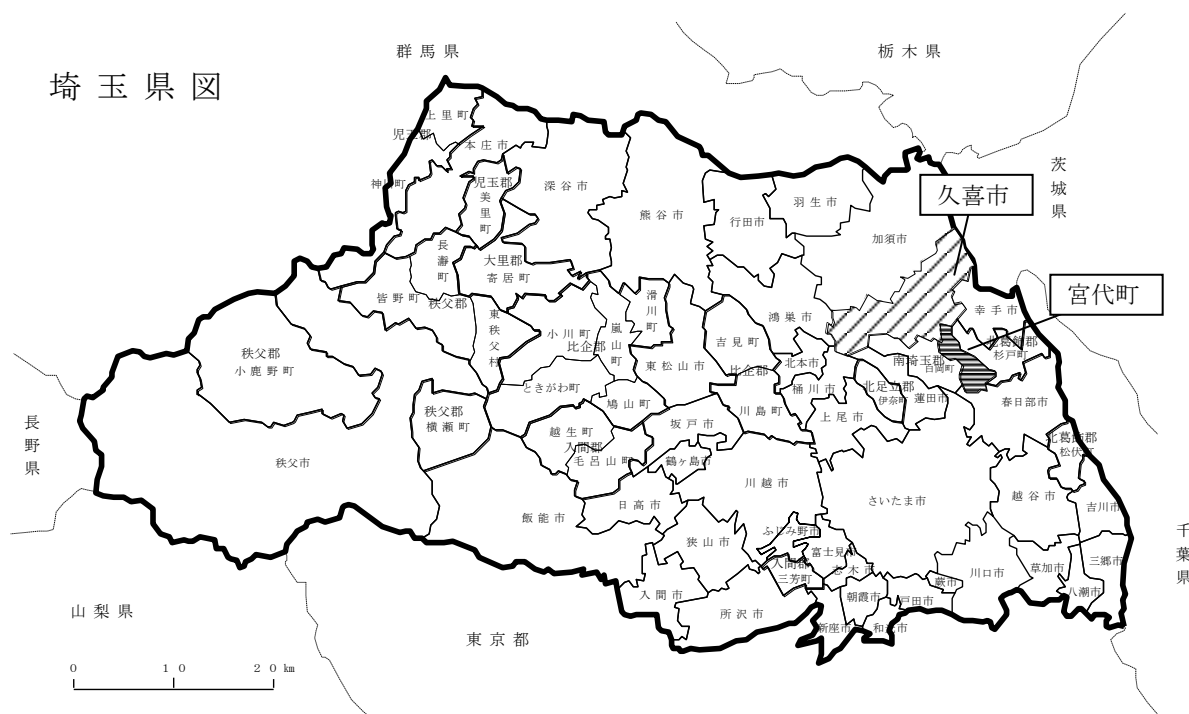


図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢、廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

久喜宮代衛生組合の構成市町は、久喜市及び宮代町である。久喜市は、平成22年3月23日に旧久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の市町合併により新「久喜市」となったことから、これに伴い組合構成団体であった旧久喜市は平成22年3月22日に脱退し、同年3月23日に新久喜市が構成団体に加入した。これにより久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の対象も新久喜市及び宮代町へと変更され、現在、本組合では、久喜市及び宮代町から排出される一般廃棄物について、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、並びに八甫清掃センターの3清掃センターで処理を行っている。

本組合管内から排出されるごみの多くは家庭系ごみである。特に久喜宮代清掃センター及び八甫清掃センターでは、ごみ総排出量に占める事業系ごみの比率が低いことが特徴である。

このことから、これまでも家庭系ごみの減量化、資源化を重視した施策を展開し、特に、久喜宮代清掃センターでは、剪定枝の資源化、堆肥化推進地区を対象とした生ごみの堆肥化処理を行うなど、ごみの減量化等で一定の成果を収めてきた。今後も、当組合管内においては、家庭系ごみの更なる減量を目指し、引き続き、資源物の分別徹底と生ごみの減量を重点的に進め、環境負荷の少ない適正なごみ処理を推進する。

また、現有施設については、老朽化が進行しており、今後、施設の効率的な整備について検討していくものとするが、当面は現在の処理体制を継続する。そのため、稼働後24年を経過した八甫清掃センターの基幹的設備の改良を行い、施設の長寿命化を図るとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築するものとする。

生活排水処理については、日常生活から排出される未処理の生活排水が河川の水質汚濁の主因となっており、河川環境に対する生活排水対策は緊急性を有する課題であることなどを勘案し、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、未整備区域においては、合併浄化槽の整備を進める。

### (4) 広域化について

本地域は、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成20年3月）におけるブロック21に位置している。このブロックは、市町村が単独、あるいは2市町により構成される一部事務組合が多い地域であり、広域処理を図ることで施設の集約化が進むものと考えられている。

施設の集約化は、施設の整備や維持管理の経費を削減するとともに、効率的な熱回収が行え、循環型社会の形成を一層促進するものであり、引き続き、調査、研究をしていく。

また、当組合が有する3清掃センターについては、今後のごみ焼却量の削減状況や各施設周辺地域の実情を勘案し、施設の統廃合について調整していく。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団資源回収量も含め、60,668 トンであり、再利用される「総資源化量」は 19,537 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は約 32.2%である。

中間処理による減量化量は 37,883 トンであり、集団回収量を除いた排出量の約 65%が減量化されており、集団回収量を除いた排出量の約 6%に当たる 3,248 トンを埋立処分している。

なお、中間処理のうち、焼却量は 41,454 トンである。焼却施設では、焼却に伴い発生した熱を回収し、場内の暖房や給湯に有効利用している。

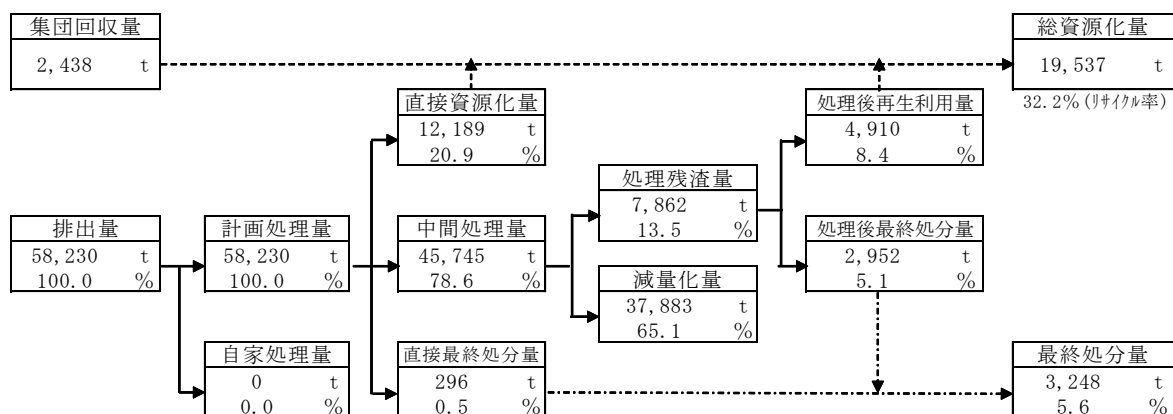


図 2 一般廃棄物の処理フロー（平成 23 年度）

## (2) 生活排水処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図 3 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 189,814 人であり、汚水衛生処理人口は 153,129 人、汚水衛生処理率は 80.7% である。

し尿発生量は 2,418kL/年、浄化槽汚泥発生量は 23,106kL/年であり、処理・処分量は 25,524kL/年である。

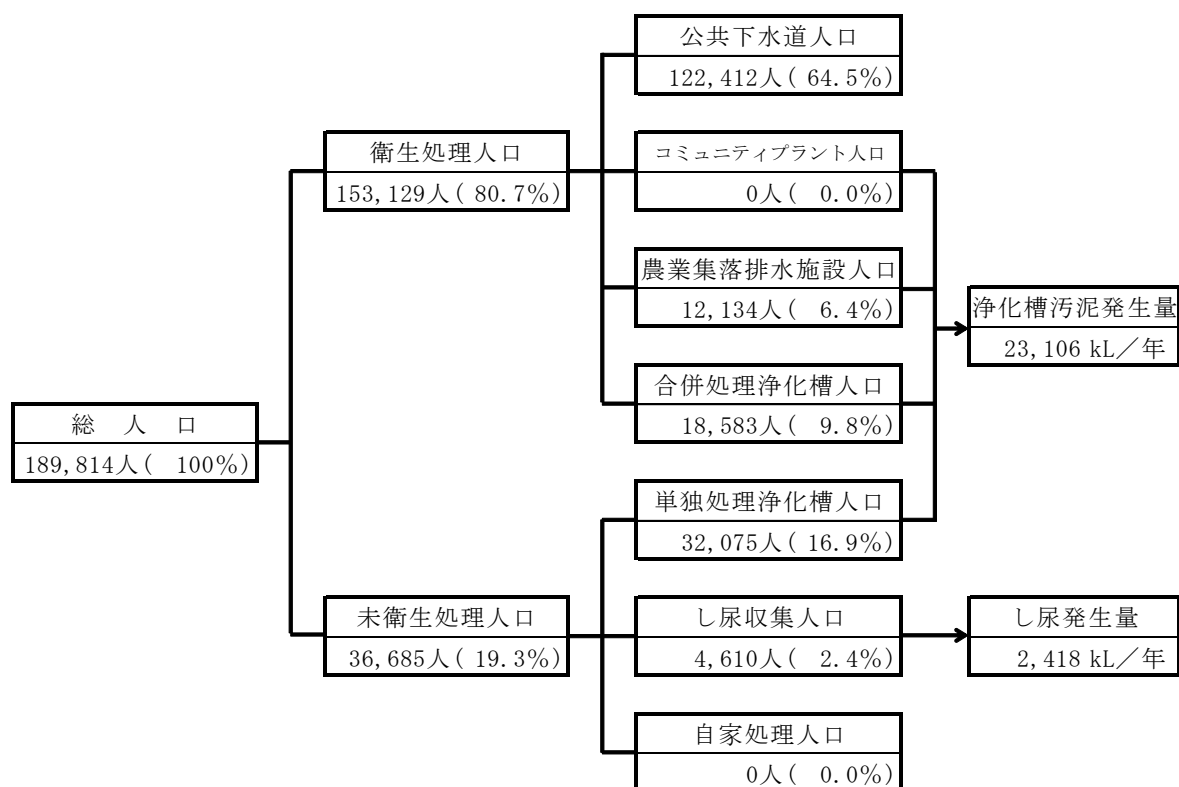


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、添付資料1に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成23年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)
排出量	事業系 総排出量	9,348 トン	9,347 トン (0.0%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	11 トン/事業所	11 トン/事業所 (0.0%)
	家庭系 総排出量	48,882 トン	44,988 トン (-8.0%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	185 kg/人	173 kg/人 (-6.5%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	58,230 トン	54,335 トン (-6.7%)
再生利用量	直接資源化量	12,189 トン (20.9%)	11,359 トン (20.9%)
	総資源化量	19,537 トン (33.6%)	18,552 トン (34.1%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	— MWh	— MWh
減量化量	中間処理による減量化量	37,883 トン (65.1%)	35,578 トン (65.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,248 トン (5.6%)	2,440 トン (4.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量=(事業系ごみの総排出量-事業系ごみの資源ごみ量)/事業所数

※3 1人当たりの排出量=(家庭系ごみの総排出量-家庭系ごみの資源ごみ量)/人口

《 指標の定義 》

排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず出されたごみの量(集団回収は除く)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

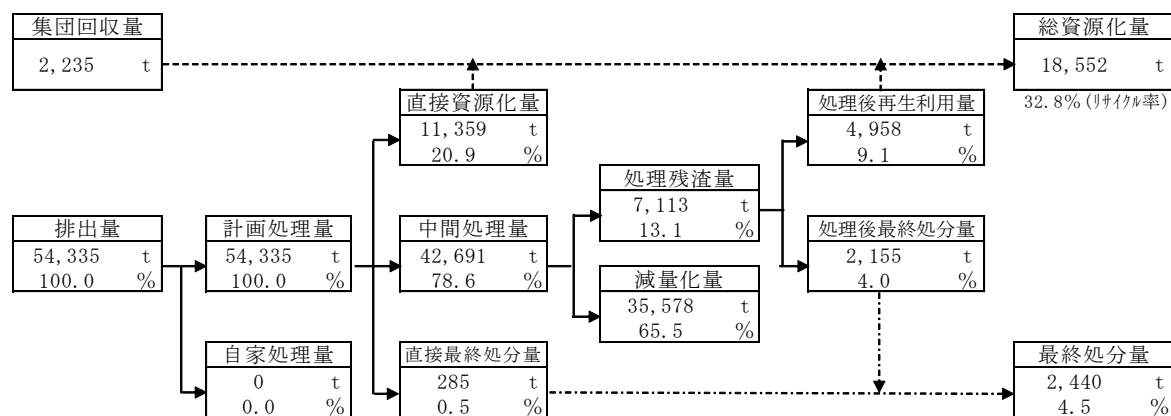


図4 目標達成後の一般廃棄物の処理状況フロー（平成30年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、表2に掲げるとおり汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

	平成23年度実績 (割合)	平成30年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	189,814 人	184,992 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	153,129 人 ( 80.7%)	158,680 人 ( 85.8%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	18,583 人 ( 9.8%)	24,728 人 ( 13.4%)
(3) 下水道人口	122,412 人 ( 64.5%)	121,846 人 ( 65.9%)
(4) 集落排水施設人口	12,134 人 ( 6.4%)	12,106 人 ( 6.5%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	32,075 人 ( 16.9%)	23,680 人 ( 12.8%)
3. 非水洗化人口	4,610 人 ( 2.4%)	2,632 人 ( 1.4%)
(1) し尿収集人口	4,610 人 ( 2.4%)	2,632 人 ( 1.4%)
(2) 自家処理人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
し尿・汚泥量の合計	25,524 kL/年	25,405 kL/年
し尿発生量	2,418 kL/年	1,424 kL/年
浄化槽汚泥発生量	23,106 kL/年	23,981 kL/年

※汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／処理形態別人口合計

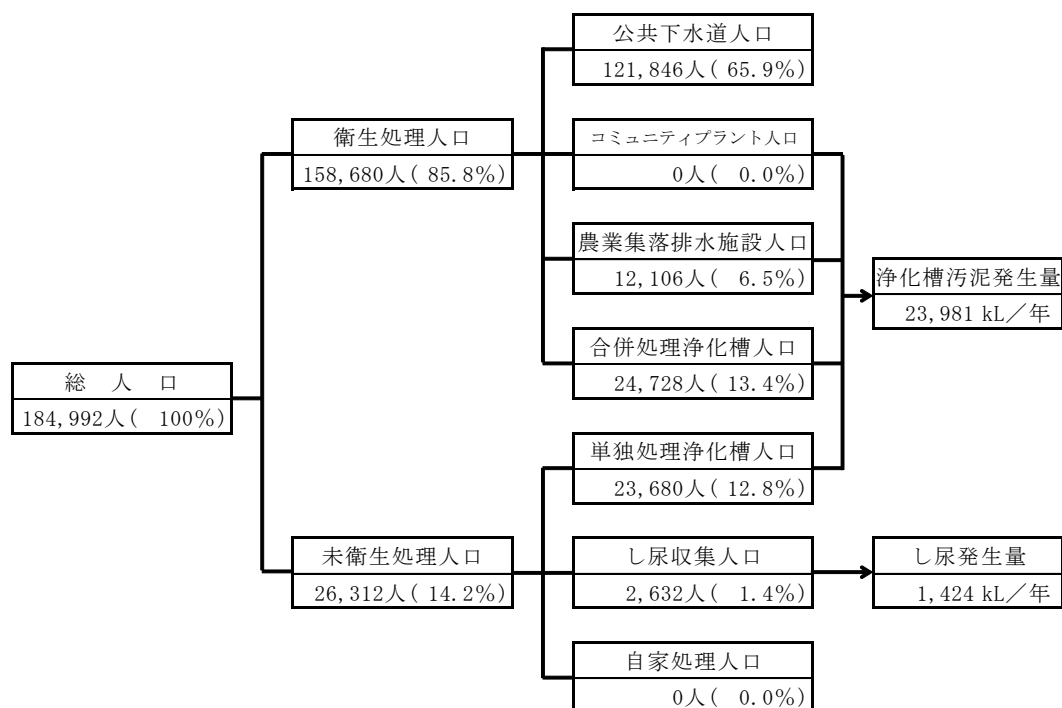


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成30年度）



### 3. 施策の内容

#### (1) 排出抑制、再使用の推進

構成市町が中心となり、組合と連携し以下の施策を推進する。

##### ア 有料化

現在、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理料金を徴収している。家庭系ごみについては、無料（粗大ごみを除く）で収集し、処理（平成 25 年 10 月 1 日から持込ごみに限り課金）している。なお、更なるごみの減量や収集の安全性の向上、効率化を促進し、管内の排出方法の統一を図るために、家庭系ごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のごみの排出について、平成 24 年 4 月 1 日から組合管内全域で統一した指定ごみ袋を導入している。

今後、家庭系ごみについては、ごみ処理に係る費用負担の適正化、ごみ処理に際しての排出者責任の徹底などによる家庭系ごみの減量化を目指し、費用負担のあり方等について、引き続き検討していく。事業系ごみについては、周辺自治体・組合の動向を踏まえて処理手数料の見直しを検討する。

##### イ 環境教育、普及啓発

###### ①環境教育の充実

ごみの減量化・資源化のためには、幅広い年齢層に対する環境学習の機会の創出が必要であることから、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めていく。特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進していく。

###### ②意識啓発の推進

- ・ごみ処理施設見学会などの機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図る。
- ・住民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民・事業者への周知と活用を図る。
- ・地域の行事やイベント等を活用し、地域独自のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかける。

##### ウ 助成

組合では、「リサイクルの推進」や「ごみの減量」を推進するため、「資源」を回収する団体に報奨金を交付している。また、「燃やせるごみ」の大半を占める「生ごみ」の減量化を目的として、「家庭用生ごみ処理機」及び「業務用生ごみ処理機」の購入費について一部補助を実施し、資源化の推進及び生ごみの減量化を図っている。

今後も、これらの取り組みを継続し、リサイクルの推進及び生ごみの減量化を図る。

## エ マイバッグ運動、レジ袋対策

ノーレジ袋キャンペーンなどの実施により、住民にごみとなるものを買わない、受け取らないように働きかける。また、過剰包装を断ることを習慣づけるよう啓発する。

## オ 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

### (ア) 家庭における浄化対策の推進

生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

### (イ) 浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

### (ウ) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域以外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3(P.11)のとおりである。

現状、本地域管内から排出されたごみは、久喜宮代清掃センター（旧久喜市・宮代町）、菖蒲清掃センター（旧菖蒲町）、八甫清掃センター（旧栗橋町・旧鷲宮町）の3つの施設で処理している。

久喜宮代清掃センターでは、燃やせるごみ、粗大ごみ（可燃系）は、組合のごみ焼却施設で焼却処理し、処理後の焼却灰・ばいじんは再利用または最終処分している。燃やせないごみ、粗大ごみ（不燃系）、ライターは、組合の粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理し、処理後の残渣物のうち可燃分は焼却処理、不燃分は再利用または最終処分している。スプレー缶、蛍光管等、乾電池、資源プラスチック類、飲食料用びん・缶・ペットボトルは委託処理し、再生利用している。古紙類、布・衣類は、再生業者を通して再生利用している。これらのうち、容器包装でないプラスチック類は焼却処理、資源にならないものは最終処分している。堆肥化推進地区の台所資源（生ごみ）及び直接搬入された剪定枝は、組合の施設・設備で堆肥化している。

菖蒲清掃センターでは、燃やせるごみは組合のごみ焼却施設で焼却処理し、処理後の焼却灰・ばいじんは最終処分している。粗大ごみ（可燃系）は、組合の可燃性粗大ごみ切断処理施設で処理後、ごみ焼却施設に搬入し、燃やせるごみと同様に処理している。燃やせないごみ、粗大ごみ（不燃系）、ライター、スプレー缶は、組合の破碎施

設で破砕処理し、処理後の残渣物は再利用または最終処分している。蛍光灯等、乾電池、プラスチック製容器包装、飲食料用びん・缶・ペットボトルは委託処理し、再生利用している。古紙類、布・衣類は、再生業者を通して再生利用している。

八甫清掃センターでは、燃やせるごみ、粗大ごみ（可燃系）は、組合のごみ焼却施設で焼却処理し、処理後の焼却灰・ばいじんは再利用している。燃やせないごみ、粗大ごみ（不燃系）、ライター、スプレー缶、飲料用びん・缶は、組合の粗大ごみ処理施設で破砕・選別処理し、処理後の残渣物のうち可燃分は焼却処理、不燃分は再利用または最終処分している。蛍光灯等、乾電池、ペットボトル、プラスチック製容器包装は委託処理し、再生利用している。古紙類、布・衣類は、再生業者を通して再生利用している。

今後も組合管内で発生したごみは、この体制で処理していくものとするが、竣工後24年経過している八甫清掃センターごみ焼却施設の基幹的設備の改良工事を行い、施設の延命化と併せ二酸化炭素排出量の積極的な削減を図る。

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみの分別区分に準じ、自己搬入または許可業者による搬入されたものを処理する。

なお、事業者に対し、ごみの分別の徹底を指導していく。また、事業系ごみ搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底する。

#### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

今後とも、一般廃棄物処理施設では産業廃棄物の処理を行わない。

#### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き、市街化区域における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水施設汚泥を含む。）については、現在、久喜市菖蒲地区が北本地区衛生組合で処理し、久喜市（旧菖蒲町を除く）及び宮代町が久喜宮代衛生組合久喜宮代清掃センターし尿処理施設及び八甫清掃センターし尿処理施設において処理を行っている。今後も現状と同様に将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、必要に応じた適切な整備を行っていく。

## オ 今後の処理体制の要点

### ◇処理体制

現行の「久喜宮代清掃センター（旧久喜市、宮代町）」、「菖蒲清掃センター（旧菖蒲町）」、「八甫清掃センター（旧栗橋町、旧鷲宮町）」の3つの施設で処理する体制を今後も維持していく。

### ◇ごみ焼却施設の長寿命化

稼働後 24 年を経過している八甫清掃センターごみ焼却施設の長寿命化計画に基づき基幹的設備の改良工事を実施し、さらに 10 年程度の施設の延命化を図る。

### ◇合併処理浄化槽の整備

市街化区域における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

宮代町			久喜市久喜地区(旧久喜市)			久喜市菫浦地区(旧菫浦町)			久喜市栗橋地区・菫宮地区(旧栗橋町、旧菫宮町)								
分別区分	処理方法	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理実績(トン)						
燃やせるごみ	焼却	4,830	燃やせるごみ	焼却	10,504	燃やせるごみ	焼却	3,906	燃やせるごみ	焼却	12,663						
												可燃系	28	可燃系	167	可燃系	217
燃やせないごみ	破砕・選別	400	燃やせないごみ	破砕・選別	245	燃やせないごみ	破砕・選別	20	燃やせないごみ	破砕・選別	12						
ライター	委託	27	ライター	ライター	3	ライター	ライター	22	ライター	ライター	204						
スプレー缶			スプレー缶	2	スプレー缶	スプレー缶	7	スプレー缶	スプレー缶	343							
蛍光灯等			蛍光灯等	58	蛍光灯等	蛍光灯等	2	蛍光灯等	蛍光灯等	204							
乾電池	委託	394	乾電池	乾電池	7	乾電池	乾電池	376	乾電池	乾電池	517						
飲食料用ビン・カン、ペットボトル			飲食料用ビン・カン、ペットボトル	840	飲食料用ビン・カン、ペットボトル	飲食料用ビン・カン	283	飲食料用ビン・カン	委託	委託	621						
資源プラスチック類			資源プラスチック類	1,868	資源プラスチック類	資源プラスチック類	207	資源プラスチック類	資源プラスチック類	資源プラスチック類	280						
新聞	リサイクル	512	新聞	新聞	1,089	新聞	新聞	154	新聞	新聞	9						
雑誌・ざつがみ		613	雑誌・ざつがみ	雑誌・ざつがみ	1,306	雑誌・ざつがみ	雑誌・ざつがみ	135	雑誌・ざつがみ	雑誌・ざつがみ	83						
ダンボール		305	ダンボール	ダンボール	651	ダンボール	ダンボール	93	ダンボール	ダンボール	280						
飲料用紙パック	再生業者	15	飲料用紙パック	飲料用紙パック	33	飲料用紙パック	飲料用紙パック	0	飲料用紙パック	飲料用紙パック	9						
古衣料		211	古衣料	古衣料	450	古衣料	古衣料	69	古衣料	古衣料	93						
生ごみ		232	生ごみ	生ごみ	495	生ごみ	生ごみ	495	生ごみ	生ごみ	9						
剪定枝	リサイクル	25	剪定枝	剪定枝	54	剪定枝	剪定枝	54	剪定枝	剪定枝	93						

※分別区分を添付資料5に示す。

今 後 (平成30年度)

久喜市久喜地区(旧久喜市)・宮代町				久喜市菖蒲地区(旧菖蒲町)				久喜市栗橋地区・鷲宮地区(旧栗橋町、旧鷲宮町)											
分別区分	処理方法	処理予定量 (トン)		処理方法	処理施設等		処理予定量 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理予定量 (トン)							
		一次処理	二次処理		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理								
燃やせるごみ	焼却	久喜宮代 清掃センター 焼却施設	久喜宮代 清掃センター 焼却施設	焼却	(焼却残渣)民間処分場 一部は、セメント原料(人工砂)路 盤材の原料として再利用	14,229	3,862	燃やせるごみ	焼却	八重 清掃センター 焼却施設	(焼却残渣)セメント原料として再利 用	11,251							
													可燃系	粗大ごみ	可然系	燃やせるごみ	破砕	不燃系	燃やせるごみ
燃やせないごみ	複合	破砕・選別	複合	燃やせないごみ	複合	燃やせないごみ	複合	燃やせないごみ	複合	燃やせないごみ									
											ライター	有書ごみ	ライター	ライター	ライター	ライター	ライター	ライター	ライター
スプレー缶	有書ごみ	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶	スプレー缶									
											蛍光灯等	有書ごみ	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯等	蛍光灯等
乾電池	有書ごみ	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池	乾電池									
											飲料用 ビン・カン・ ペットボトル	委託	破砕 選別 圧縮	(容器包装)焼却施設 (資源物)委託 (不燃残渣)環境整備センター または民間処分場	破砕 選別 圧縮	委託	(容器包装)再資源化 (資源物)再資源化	208	飲料用 ビン・カン・ ペットボトル
資源プラスチック類	委託	破砕 選別 圧縮	(容器包装)再資源化 (資源物)再資源化	破砕 選別 圧縮	委託	(容器包装)再資源化	205	ペットボトル	圧縮	八重清掃センター 粗大ごみ処理施設									
											新聞	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル
雑誌・ざつがみ	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル									
											ダンボール	再生事業者 (売却)	売却	再生事業者 (売却)	売却	再生事業者 (売却)	再生事業者 (売却)	384	ダンボール
飲料用紙パック	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却									
											布・衣類	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却	売却
生ごみ	堆肥化	久喜宮代清掃センター 生ごみ堆肥化及び 埋却施設	久喜宮代清掃センター 埋却施設	堆肥化	久喜宮代清掃センター 埋却施設	久喜宮代清掃センター 埋却施設	676	生ごみ	堆肥化	久喜宮代清掃センター 埋却施設									
											剪草枝	堆肥化	久喜宮代清掃センター 剪草枝資源化設備	久喜宮代清掃センター 剪草枝資源化設備	堆肥化	久喜宮代清掃センター 剪草枝資源化設備	久喜宮代清掃センター 剪草枝資源化設備	95	剪草枝

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、組合が主体となり施設の延命化と温室効果ガスの削減を行うために必要な基幹的設備改良を表4のとおり行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設	八甫清掃センター 基幹的設備改良事業(交付率 1/3)	105t/日	埼玉県久喜市 八甫 2525 (組合所有地)	H25～H26

※現有施設の概要を添付資料3に示す。

(整備理由)

事業番号1 既存処理施設の延命化及び温室効果ガスの削減

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成22年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業				
	久喜市	1,120	282	994	H25～H28
	宮代町	339	15	95	H25～H28
	合計	1,459	297	1,089	

### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、組合及び構成市町が連携して次の施策を実施していく。

#### ア 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるように、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。また、廃パソコンについては、資源有効利用促進法に基づき各メーカーに回収窓口があ

ること、メーカー窓口がない場合にはパソコン3R推進センターを案内し、回収に努める。

#### イ 不法投棄対策

不法投棄、違法行為の防止に向けて監視パトロールの強化を図るとともに、平成23年度のテレビ放送の地デジ化に伴い、廃家電（テレビ）の不法投棄の増加が懸念されているため、住民や事業者に対する広報や情報提供、啓発活動を強化する。

#### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県、国との連携による広域支援体制を確保する。また、他の地域において災害が発生した場合に速やかな支援が行えるような体制を整える。

大規模な地震の発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用して仮置場の確保を図る。

### 4. 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

組合及び構成市町では、毎年、計画の推進状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の推進状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行い、結果を公表する。



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要		(1)地域名		久喜宮代衛生組合地域		(2)地域内人口		189,814人		(3)地域面積		98.35 km <sup>2</sup>	
		(4) 構成市町村等名		久喜宮代衛生組合、久喜市、宮代町		(5) 地域の要件		人口		面積		沖繩 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他	
		(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		久喜宮代衛生組合		組合を構成する市町村		久喜市、宮代町		設立年月日		昭和36年3月16日設立	

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	事業系	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成30年度
排出量	総排出量 (トン)	8,951	9,530	9,363	9,377	9,348	9,347 (H23比 0%)		
	1事業所当たり排出量 (トン/事業所)	11	12	12	11	11	11		
	家庭系 総排出量 (トン)	52,944	50,577	49,264	47,956	48,882	44,988 (H23比 -8%)		
再生利用量	1人当たりの排出量 (kg/人)	196	195	191	186	185	173		
	事業系家庭系排出量合計 (トン)	61,895	60,107	58,627	57,333	58,230	54,335 (H23比 -7%)		
熱回収量	直接資源化量 (トン)	13,232 (21%)	10,859 (18%)	11,089 (19%)	10,910 (19%)	12,189 (21%)	11,359 (21%)		
中間処理による減量化量	総資源化量 (トン)	23,072 (37%)	20,053 (33%)	20,209 (34%)	19,472 (34%)	19,537 (34%)	18,552 (34%)		
	熱回収量 (年間の発電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—		
最終処分量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	39,156 (63%)	40,693 (68%)	39,465 (67%)	38,513 (67%)	37,883 (65%)	35,578 (65%)		
	埋立最終処分量 (トン)	3,844 (6%)	3,245 (5%)	2,607 (4%)	2,555 (4%)	3,248 (6%)	2,440 (4%)		

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(別添1)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考		
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工 予定年月		処理能力(単位)	
焼却施設	組合	全連続燃焼式	有	150 t/日	1号炉 S50. 5 2号炉 S55.12 H元. 4	—	—	—	—	—	—	継続
焼却施設	組合	機械化バッチ燃焼式	有	30 t/日	—	—	—	—	—	—	—	継続
焼却施設	組合	全連続燃焼式	有	105 t/日	S63. 3	平成27年3月	老朽化、CO2排出削減	全連続燃焼式	平成27年3月	105t/日	105t/日	基幹改良
粗大ごみ処理施設	組合	破砕・選別	有	30 t/5t	H 2. 3	—	—	—	—	—	—	継続
粗大ごみ処理施設	組合	破砕・選別	有	10 t/5h	H元. 4	—	—	—	—	—	—	継続
可燃性粗大ごみ処理施設	組合	ギロチン式	有	6 t/5h	H 4. 4	—	—	—	—	—	—	継続
粗大ごみ処理施設	組合	破砕・手選別	有	10 t/5h	H元. 5	—	—	—	—	—	—	継続
剪定枝資源化施設	組合	二軸せん断式	有	2 t/5h	H12.10	—	—	—	—	—	—	継続
生ごみ処理堆肥化施設	組合	HDMシステム	有	4 t/日	H21. 4	—	—	—	—	—	—	継続
し尿処理施設	組合	脱分離高負荷脱窒素処理方式	無	70 kL/日	H11. 3	—	—	—	—	—	—	継続
し尿処理施設	組合	標準脱窒素処理方式	有	53 kL/日	H 7. 3	—	—	—	—	—	—	継続

※計画地域内の施設の現状を地図上に示したものと、及び概要を添付。(添付資料2)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標 平成30年度
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総人口		191,380	191,110	190,959	190,447	189,814	184,992	
公共下水道人口	污水衛生処理人口	120,453	121,737	122,054	123,528	122,412	121,846	
	污水衛生処理率または污水処理人口普及率	62.9%	63.7%	63.9%	64.9%	64.5%	65.9%	
コミュニティプラント人口	污水衛生処理人口	1,143	1,037	985	0	0	0	
	污水衛生処理率または污水処理人口普及率	0.6%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
農業集落排水施設人口	污水衛生処理人口	9,999	12,030	12,823	12,433	12,134	12,106	
	污水衛生処理率または污水処理人口普及率	5.2%	6.3%	6.7%	6.5%	6.4%	6.5%	
合併処理浄化槽人口	污水衛生処理人口	19,532	20,780	21,459	22,436	18,583	24,728	
	污水衛生処理率または污水処理人口普及率	10.2%	10.9%	11.2%	11.8%	9.8%	13.4%	
未処理人口	污水衛生未処理人口	40,253	35,526	33,638	32,050	36,685	26,312	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料1）

5 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		開始年月日	整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口		基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	久喜市	1,120	2,950	H2.4	282	994	H30
浄化槽設置整備事業	宮代町	339	2,277	H4.4	15	95	H30

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料4）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成25年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)				交付金対象事業費(千円)				備考	
				開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
○廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	1	組合	105 t/日	H25	H26	1,091,055	532,186	558,869	0	0	999,302	466,125	533,177	0	0
						1,091,055	532,186	558,869	0	0	999,302	466,125	533,177	0	0
○浄化槽に関する事業	2	久喜市 宮代町	282 15	基 基	H25 H28	108,988	23,860	23,794	29,524	31,810	108,988	23,860	23,794	29,524	31,810
						103,188	22,618	23,462	28,860	28,248	103,188	22,618	23,462	28,860	28,248
合計						1,200,043	556,046	582,663	29,524	31,810	1,108,290	489,985	556,971	29,524	31,810

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画				備考
					開始	終了		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
排出抑制、資源化の推進に関するもの	11	有料化	家庭系ごみの費用負担の検討 事業系ごみの処理手数料の見直し検討	構成市町組合	H25	H28						
								家庭系ごみの費用負担・事業系ごみの処理手数料の検討				
	12	環境教育、普及啓発	自治会等と連携した説明会等の開催。学校での環境学習の継続 ごみ処理施設見学会などの機会増加。ごみ減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等の募集 地域の行事やイベント等を活用した地域独自のリサイクル活動や美化運動の推進	構成市町組合	H25	H28						
								継続事業				
	13	助成	資源回収団体への報奨金交付。生ごみ処理容器等への助成	組合	H25	H28						
								継続事業				
	14	マイバッグ運動、レジ袋対策	ノーレジ袋キャンペーンなどの実施による啓発	組合	H25	H28						
								方法の検討と普及啓発				
	15	生活排水普及啓発活動	生活排水対策に関する普及啓発活動の実施	構成市町	H25	H28						
								継続事業				
処理体制の構築、変更に関するもの	21	事業者に対するごみの分別の指導	事業者に対し、ごみ分別の徹底を指導。事業系ごみ搬入時の監視を強化。	組合	H25	H28						
								継続事業				
処理施設の整備に関するもの	1	八甫清掃センター基幹的設備改良事業	ごみ焼却施設の延命化及び温室効果ガスの削減	組合	H25	H26	○					
								基幹的設備改良工事				
	2	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の設置に対する補助金の交付	構成市町	H25	H28	○					
								継続事業				
その他	41	不法投棄対策	パトロール、相談業務、ボランティア支援の強化	構成市町	H25	H28						
								継続事業				
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電、パソコンのリサイクルについて、普及啓発を行う。	構成市町	H25	H28						
								継続事業				
	42	災害時の廃棄物処理体制の整備	周辺市町、県、国との連携により、災害時の広域支援体制を確保する。	構成市町	H25	H28						
								継続事業				

## 【参考資料様式2】

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	久喜宮代衛生組合
(2) 施設名称	八甫清掃センター
(3) 工期	平成 25 年度～平成 26 年度
(4) 施設規模	処理能力 105 t / 日
(5) 形式及び処理方式	流動床式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 以上）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有（熱回収率 7.8%以上）・無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備の改良により、施設の延命化及び CO <sub>2</sub> 削減（CO <sub>2</sub> 削減率：5.4%）
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及 び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	1, 0 9 1, 0 5 5 千円
------------	--------------------

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	久喜市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	(目的) 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため。 (内容) 既存単独処理浄化槽または汲み取り便槽から浄化槽に転換する者に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成25年度～28年度
(5) 事業対象地域の 要件	下水道事業認可区域外の地域で水道水水源の流域、水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 103,188千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	167基 (417人分)	基	55,444	72,144	55,444
6～7人槽	114基 (570人分)	基	47,196	57,980	47,196
8～10人槽	1基 (7人分)	基	548	576	548
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査 費					
合計	282基 (994人分) 改築を除く	基	103,188	130,700	103,188

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	宮代町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>（目的）宮代町が合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（内容）宮代町が雑排水対策を促進する必要がある地域において、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を助成する事業とする。</p>
(4) 事業期間	平成25年度～28年度
(5) 事業対象地域の要件	宮代町生活排水処理基本計画で設定されている浄化槽区域。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 5,800 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円

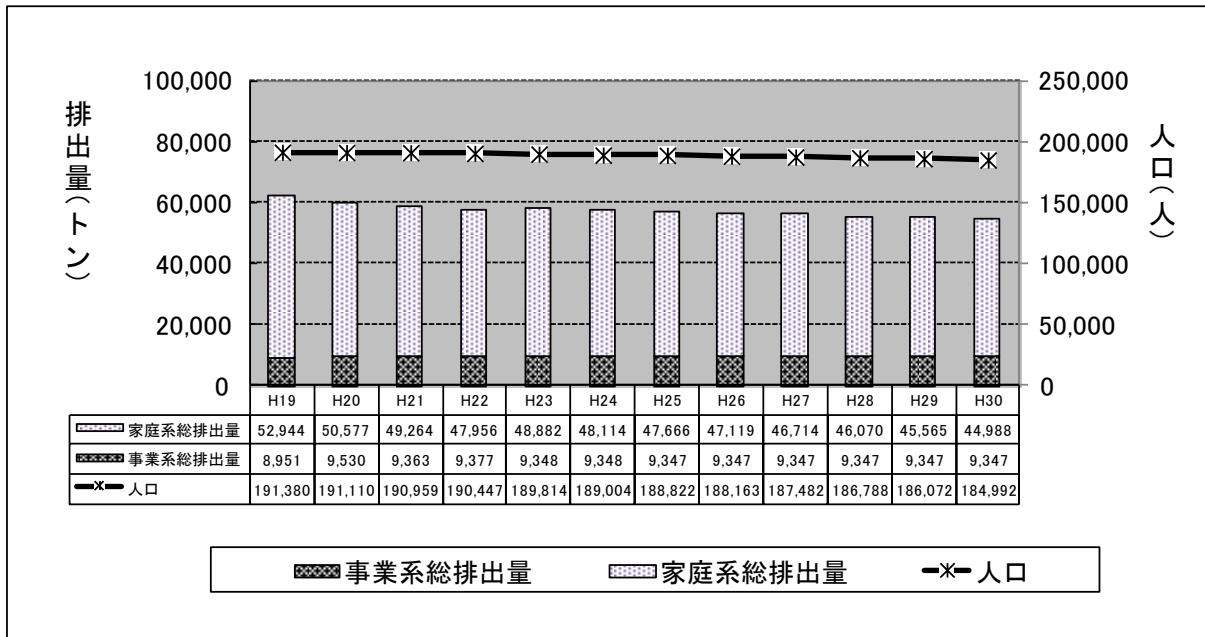
## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

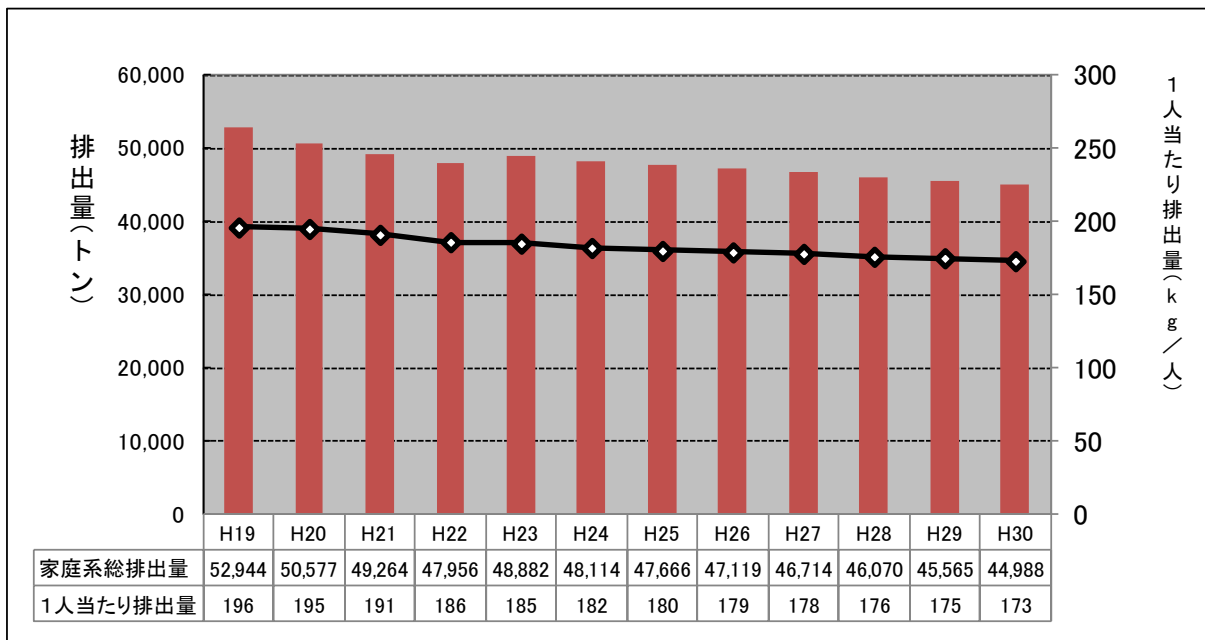
(千円)

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	5基 (25人分)	基	1,660	1,660	1,660
6～7人槽	10基 (70人分)	基	4,140	4,140	4,140
8～10人槽	0基 (0人分)	基	0	0	0
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	15基 (95人分) 改築を除く	基	5,800	5,800	5,800

<トレンドグラフ>

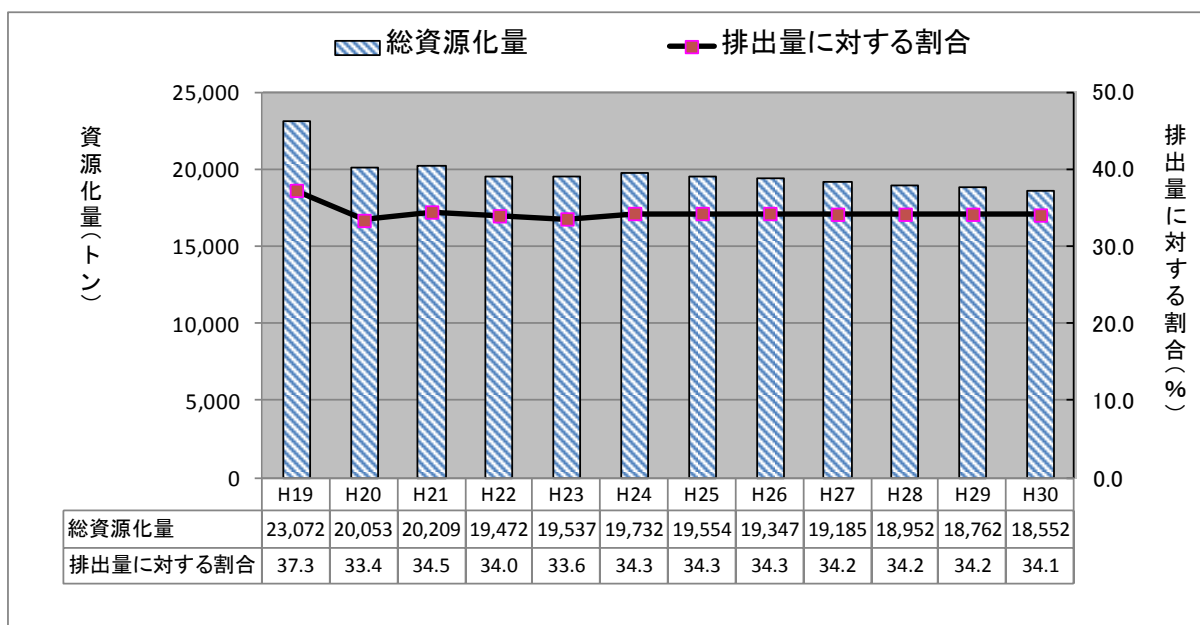


別添図 1 排出量と人口推移の関係（組合）

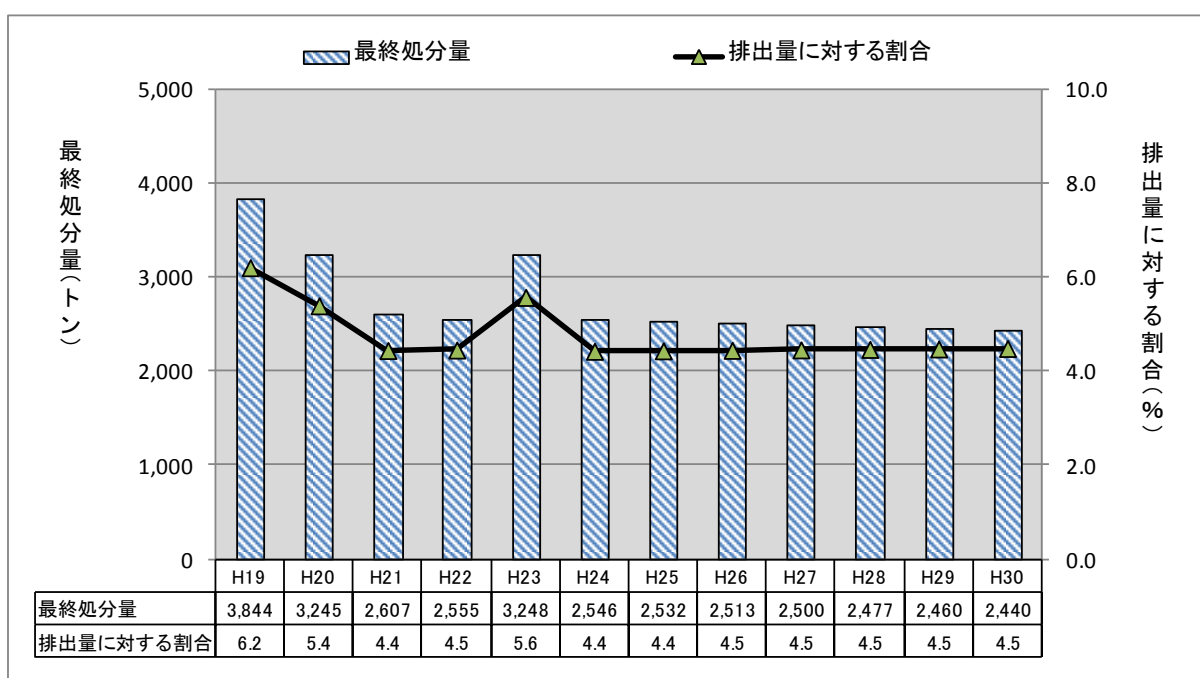


別添図 2 家庭系一人当たりの排出量（集団回収、資源ごみを除く）の推移

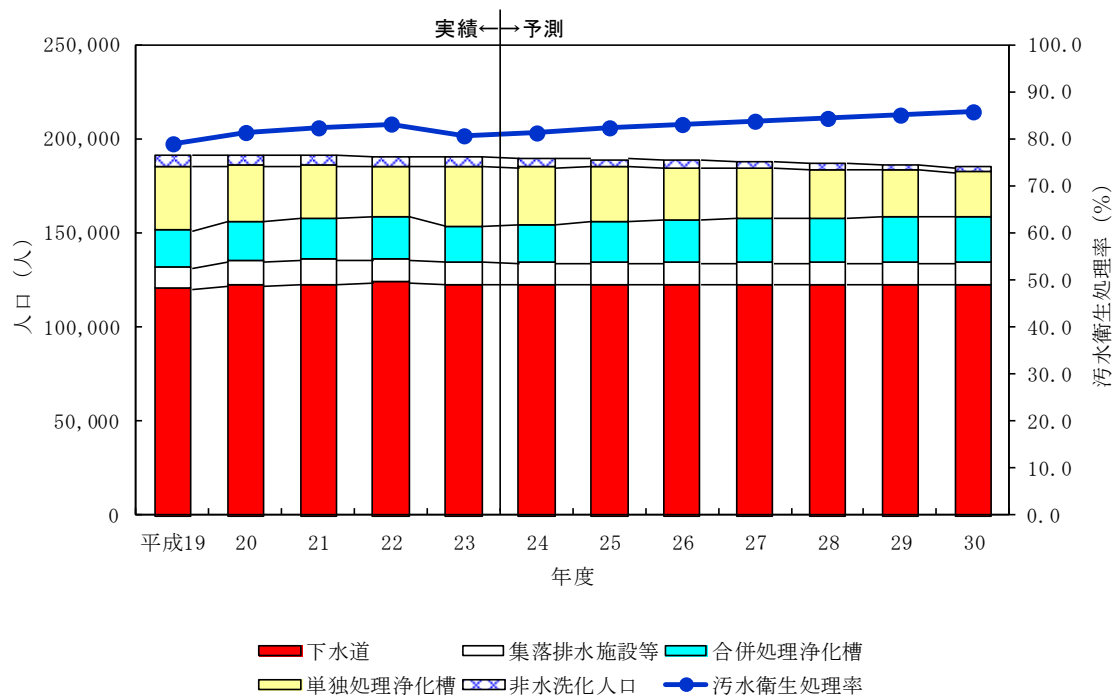




別添図3 資源化量の推移（組合）

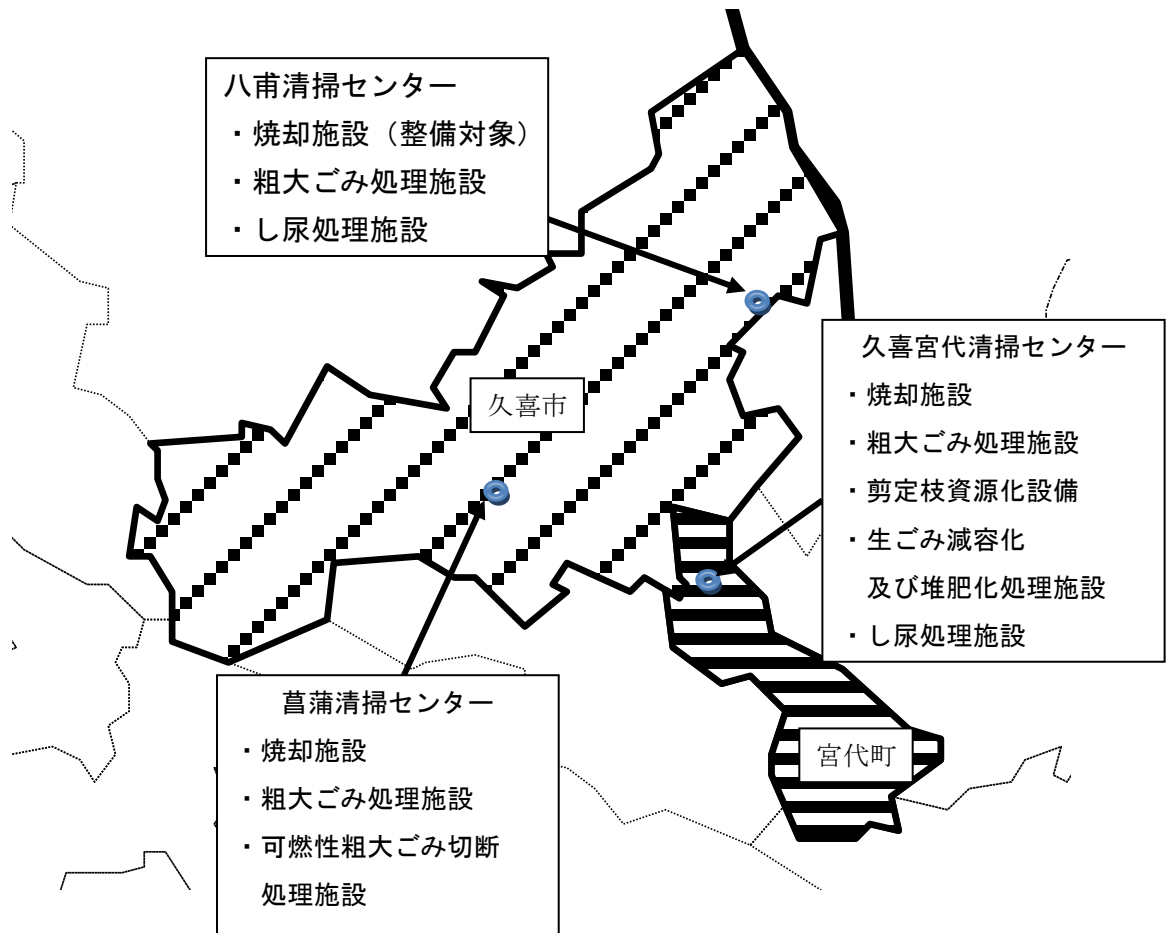


別添図4 最終処分量の推移（組合）



別添図5 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移（組合）

<地域内の施設の現況と予定>



別添図 6 地域内の施設の位置

## ＜現有施設の概要＞

## 【焼却処理施設】

施設名称	久喜宮代清掃センター（ごみ焼却処理施設）
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1
稼働年月	1号炉：昭和50年5月　2号炉：昭和55年12月
処理能力	150t/日（75t/24h×2炉）
炉形式	1号炉：全連続燃焼式ストーカ炉（ロータリードライヤー式） 2号炉：全連続燃焼式ストーカ炉（階段ストーカ式）
余熱利用	場内温水

施設名称	菖蒲清掃センター（ごみ焼却処理施設）
所在地	埼玉県久喜市菖蒲町台 2770-1
稼働年月	平成元年4月
処理能力	30t/日（15t/8h×2炉）
炉形式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
余熱利用	場内温水

施設名称	八甫清掃センター（ごみ焼却処理施設）
所在地	埼玉県久喜市八甫 2525
稼働年月	昭和63年3月
処理能力	105t/日（52.5t/24h×2炉）
炉形式	全連続焼却式流動床炉（旋回流形流動床）
余熱利用	—

## 【粗大ごみ処理施設】

施設名称	久喜宮代衛生センター（粗大ごみ処理施設）
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1
稼働年月	平成2年3月
処理能力	30t/5h
処理方式	横型回転衝撃式

施設名称	菖蒲清掃センター（粗大ごみ処理施設）
所在地	埼玉県久喜市菖蒲町台 2770-1
稼働年月	平成元年 4 月
処理能力	10t／5h
処理方式	横軸回転衝撃剪断併用式 3 種選別方式

施設名称	菖蒲清掃センター（可燃性粗大ごみ切断処理施設）
所在地	埼玉県久喜市菖蒲町台 2770-1
稼働年月	平成 4 年 4 月
処理能力	6t／5h
処理方式	油圧駆動剪断式

施設名称	八甫清掃センター（粗大ごみ処理施設）
所在地	埼玉県久喜市八甫 2525
稼働年月	平成元年 5 月
処理能力	10t／5h
処理方式	回転式破砕機、回転式磁選機、手選別コンベヤ

【資源化施設】

施設名称	久喜宮代清掃センター（剪定枝資源化設備）
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1
稼働年月	平成 12 年 10 月
処理能力	2t／5h
処理方式	二軸剪断・スクリュウ圧縮混練粉砕

施設名称	久喜宮代清掃センター（生ごみたい肥化処理施設）
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1
稼働年月	平成 21 年 4 月
処理能力	4.0t／日
処理方式	HDM処理方式

【し尿処理施設】

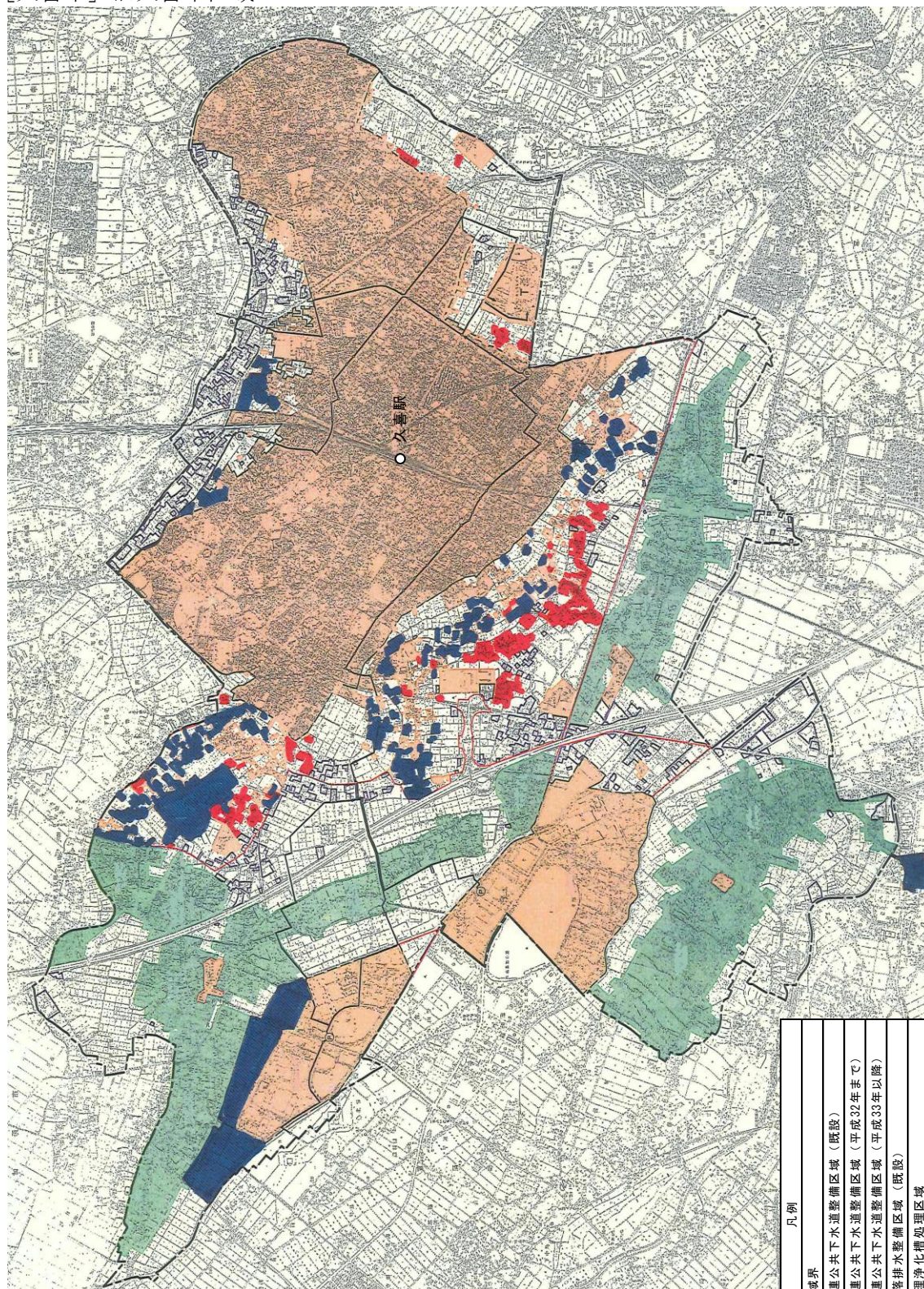
施設名称	久喜宮代清掃センター（し尿処理施設）
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1
稼働年月	平成 11 年 3 月
処理能力	70kL／日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式

施設名称	八甫清掃センター（し尿処理施設）
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
所在地	埼玉県久喜市八甫 2525
稼働年月	平成 7 年 3 月
処理能力	53kL／日
処理方式	標準脱窒素処理方式



<浄化槽設置整備事業対象区域図>

[久喜市] 旧久喜市区域

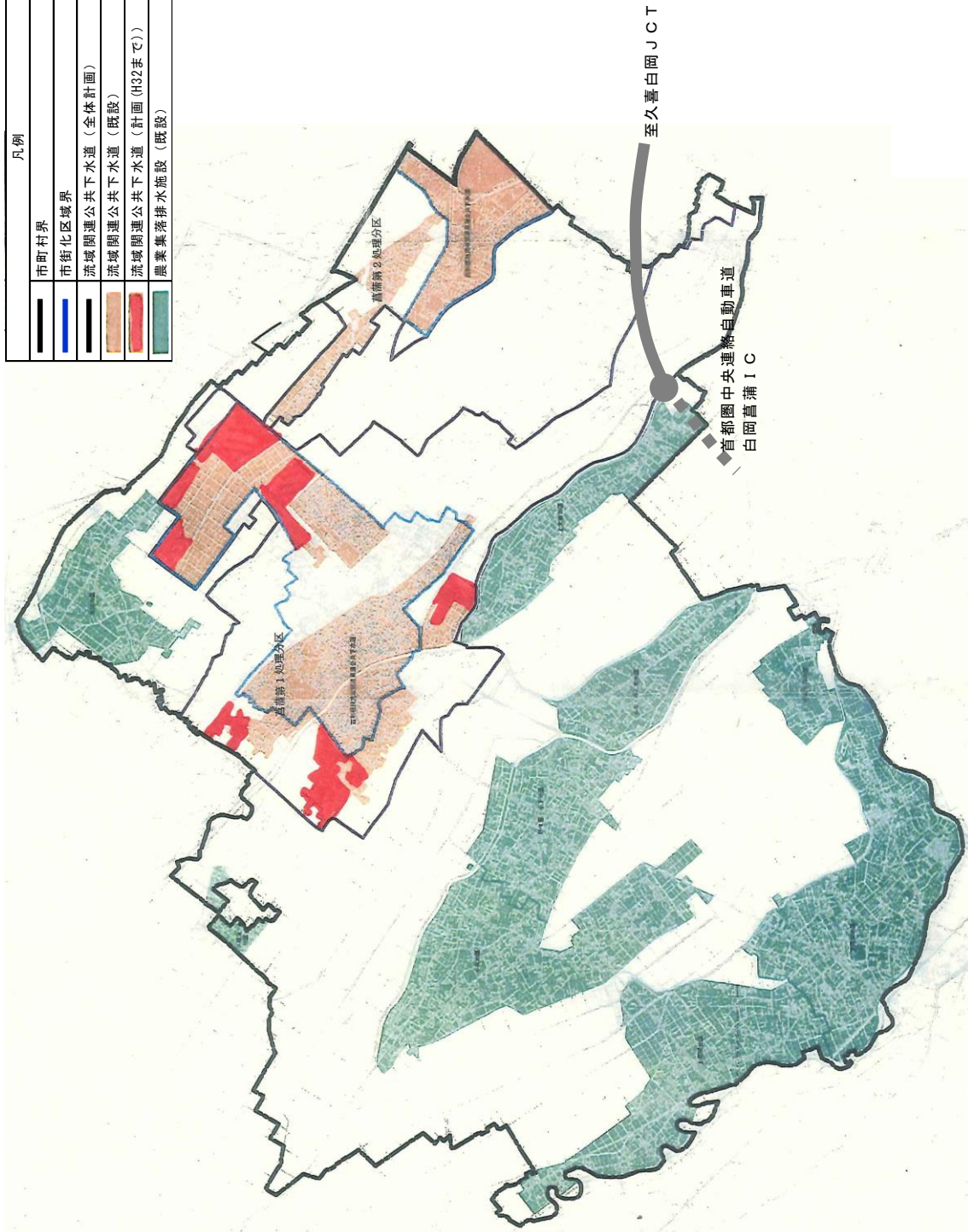


凡例	
	行政区域界
	流域関連公共下水道整備区域 (既設)
	流域関連公共下水道整備区域 (平成32年まで)
	流域関連公共下水道整備区域 (平成33年以降)
	農業集排水整備区域 (既設)
	合併処理浄化槽処理区域



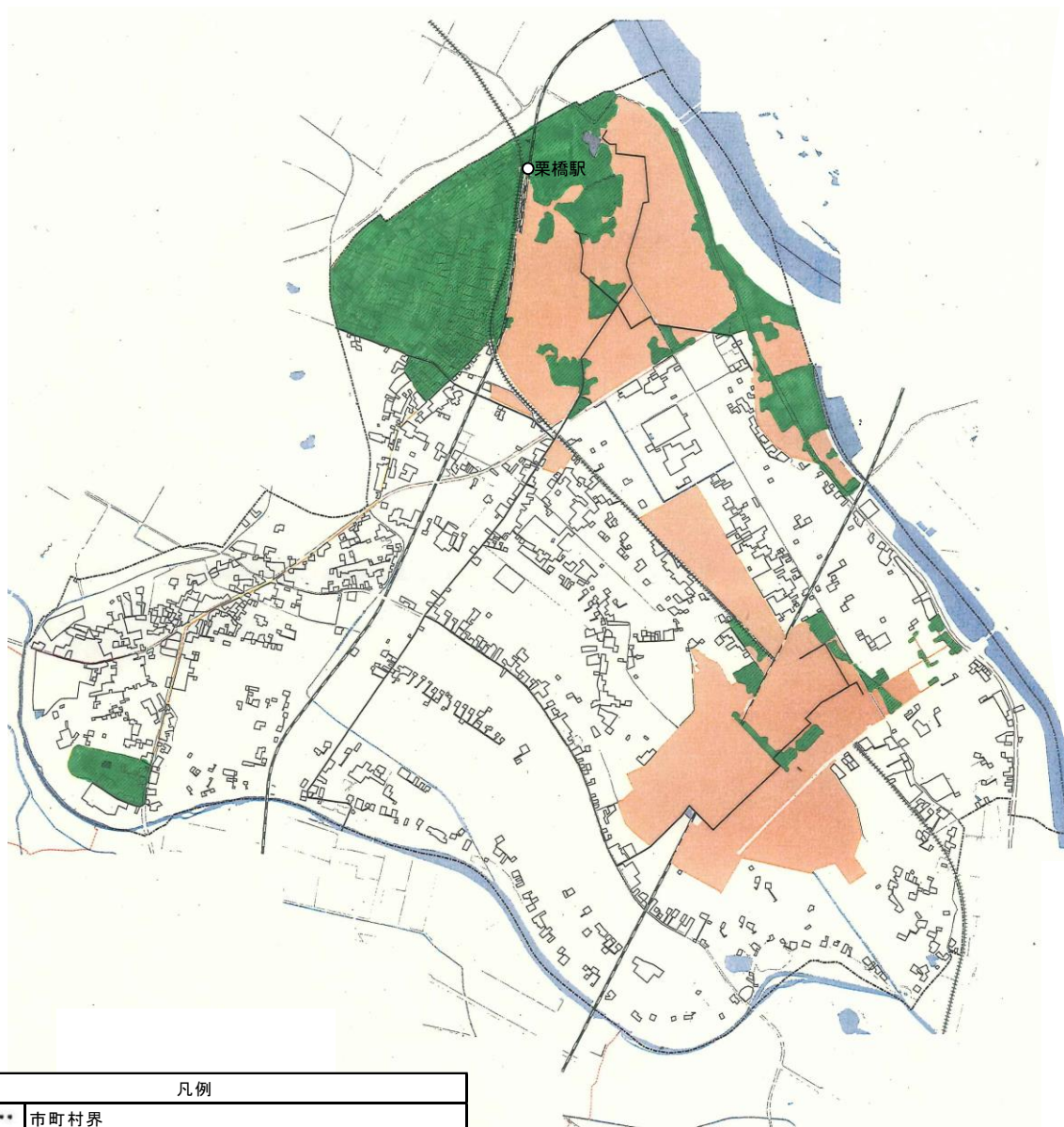
[久喜市] 旧菖蒲町区域

凡例	
	市町村界
	市街化区域界
	流域関連公共下水道 (全体計画)
	流域関連公共下水道 (既設)
	流域関連公共下水道 (計画 (H32まで))
	農業集落排水施設 (既設)





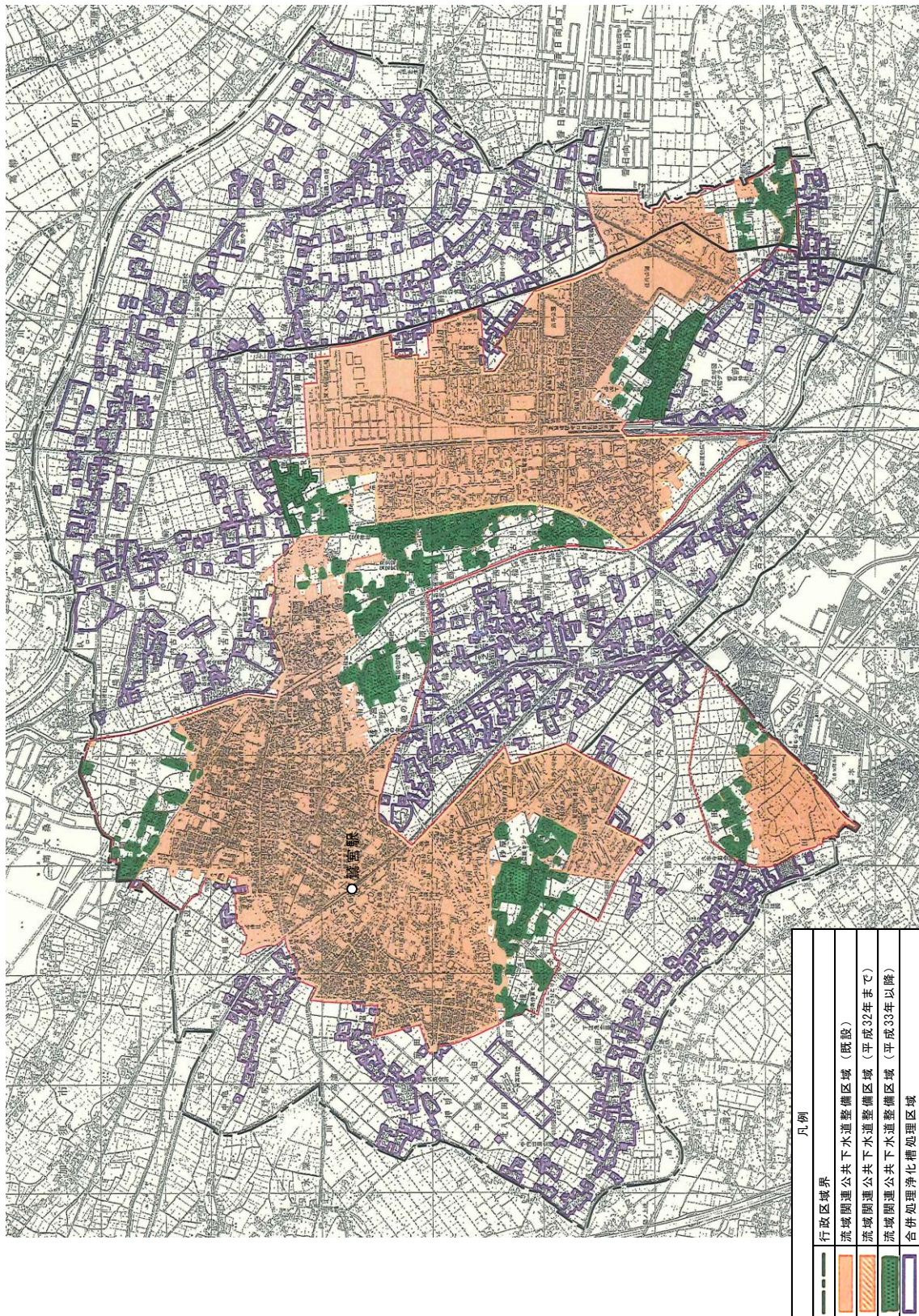
[久喜市] 旧栗橋町区域



凡例	
-----	市町村界
■ (orange)	流域関連公共下水道整備区域 (既設)
■ (green)	流域関連公共下水道整備区域 (計画 (H32まで))
□ (white)	浄化槽処理区域

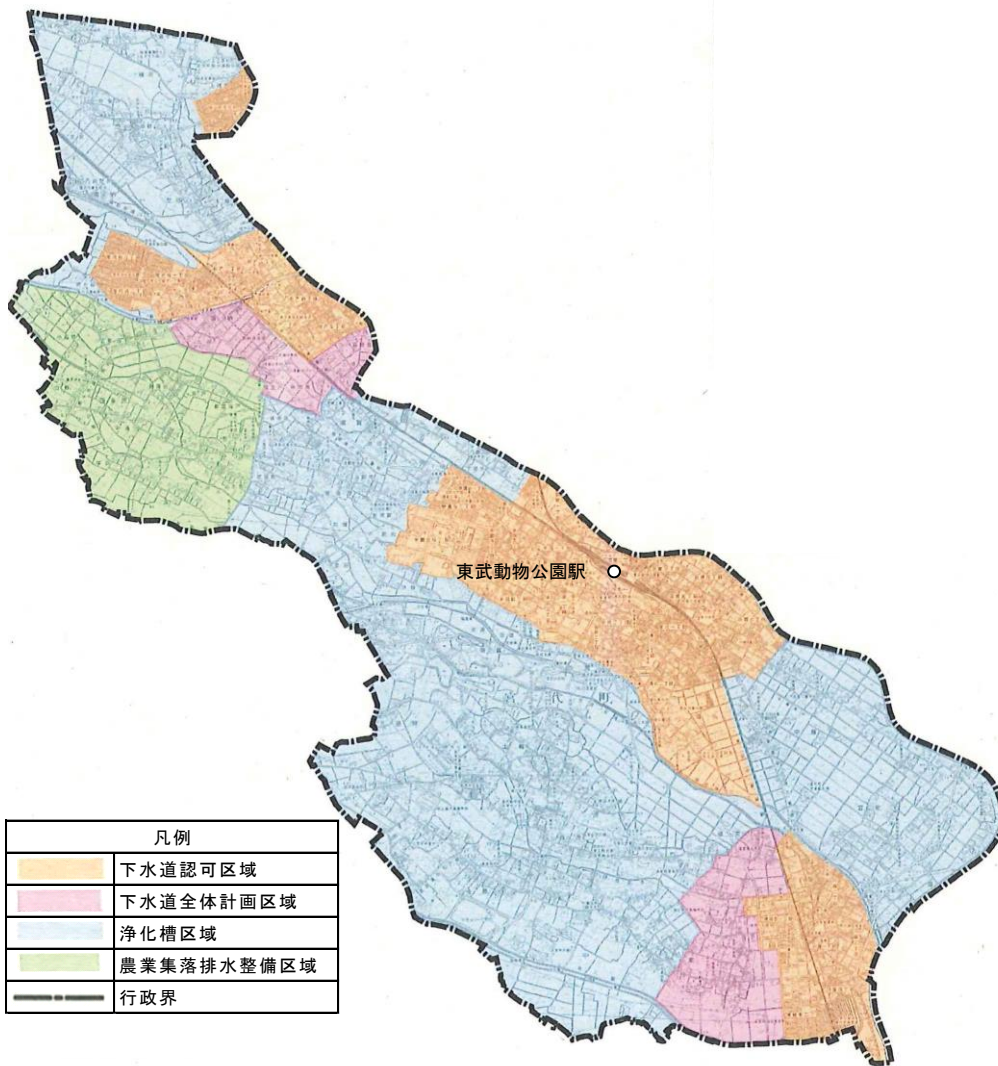


[久喜市] 旧鷲宮町区域





[宮代町]



## ＜ごみの分別区分＞

### 【久喜宮代清掃センター】

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	生ごみ、卵のから・貝がら、タバコの箱・吸いがら、アルバム、てんぷら油（紙などに吸い込ませるなど）、生理用品・紙おむつ、チューブ・納豆のパック、猫のトイレ砂、ぬいぐるみ、はんでん・柔道着・手袋・帽子、布生地・毛糸、ボール（空気を抜いて）、革ぐつ・サンダル・スニーカー・スリッパ・長靴など、落ち葉、草、木・枝葉（長さ50cm以下、太さ10cm以下）
燃やせないごみ	せともの、なべ・やかん、フライパン、ガラス製品、アルミホイル、白熱電球、植木鉢、手鏡、ランドセル、バッグ類、化粧品のびん、ラジカセ（小型）小型家電製品、電話機、たわし・ブラシ、洗濯バサミ、カミソリ、刃物、一斗缶、なべやきょうどんのアルミ容器、使い捨てカイロ、おもちゃ類、照明器具（小型）、造花、フロッピーディスク・MO、レインコート、傘
粗大ごみ	自転車、いす、つくえ、テーブル、たな、ストーブ・ヒーター類、たんす、スキー板、ソファ、マットレス、ふとん
有害ごみ	スプレー缶・カセットガス、乾電池、ライター、蛍光管・電球型蛍光管、水銀体温計
資源リサイクル	
新聞	新聞、折り込みチラシ
布・衣類	布団カバー・シーツ・タオルケット・毛布、シャツ、セーター、ズボン、背広・ネクタイ、カーテン、コート・ジャンパー、下着、タオル・バスタオル
飲料用紙パック	
段ボール	
雑誌・ざつがみ	雑誌・書籍、カタログ、はがき、ノート、プリント、画用紙、紙袋、カレンダー、紙箱、缶ビールなどの紙ケース、包装紙、名詞、封筒、米の袋、ティッシュの箱、ラップの箱・芯、トイレトーパーの芯、卵の入れ物（紙製）
びん	調味料のびん、酒のびん、ドリンク剤のびん、コーヒーのびん、錠剤のびん、ジュースのびん、びん詰めびん
缶	スチール製・アルミ製の容器（食料・飲み薬等）、食用油の缶、ペットフードの缶、缶詰の缶、お菓子の缶、ミルクの缶
ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、ドレッシング用、調味料用、みりん用、酢用（PETマークがついているもの）
資源プラスチック類	食品トレイ、お菓子の袋、プラスチック製のキャップ、シャンプーの容器・潜在の容器、マヨネーズの容器、レジ袋、レトルト食品のパック、卵のパック、ラップ、ソースの容器、CD・DVD、ビデオテープ・カセットテープ、バケツ・洗面器、スポンジ、錠剤のシート
台所資源（生ごみ）	調理くず、残飯

【菖蒲清掃センター】

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	貝類、紙おむつ、使い捨てカイロ、湿布、まな板（木製）、便座のカバー、クレヨン、保冷材、ビデオテープ・カセットテープ、カセットテープのハードケース、フロッピーディスク、生ごみ、水切りネット、手袋・帽子、落ち葉、草、皮ぐつ・スニーカー・長靴など、木・枝葉、卓球のラケット、座布団、使用済みティッシュ
燃やせないごみ	せともの、なべ・やかん、フライパン、ガラス製品、アルミホイル、白熱電球、植木鉢、手鏡、ランドセル、化粧品のみん、ラジカセ（小型）小型家電製品、電話機、たわし・ブラシ、洗濯バサミ、刃物、なべやきょうどんのアルミ容器、時計、おもちゃ類、バッグ類（布製を除く）、造花、傘
粗大ごみ	自転車、いす、つくえ、テーブル、たな、ストーブ・ヒーター類、たんす、スキー板、ソファー、マットレス、ふとん
有害ごみ	スプレー缶・カセットガス、乾電池、ライター、蛍光管・電球型蛍光管、水銀体温計
資源リサイクル	
新聞	新聞、折り込みチラシ
布・衣類	布団カバー・シーツ・タオルケット・毛布、シャツ、セーター、ズボン、背広・ネクタイ、カーテン、コート・ジャンパー、下着、タオル・バスタオル
飲料用紙パック	
段ボール	
雑誌・ざつがみ	雑誌・書籍、カタログ、はがき、ノート、プリント、画用紙、紙袋、カレンダー、紙箱、缶ビールなどの紙ケース、包装紙、名詞、封筒、米の袋、ティッシュの箱、ラップの箱・芯、トイレトペーパーの芯、卵の入れ物（紙製）
びん	調味料のみん、酒のみん、ドリンク剤のみん、コーヒーのみん、錠剤のみん、ジュースのみん、びん詰めのみん
缶	スチール製・アルミ製の容器（食料・飲み薬等）、食用油の缶、ペットフードの缶、缶詰の缶、お菓子の缶、ミルクの缶
ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、ドレッシング用、調味料用、みりん用、酢用（PETマークがついているもの）
プラスチック製容器包装	パック類、袋類、ボトル類、カップ類、トレイ類、ラップ・フィルム類、緩衝材類、ふた・キャップ、その他（歯ブラシケース、錠剤の入れ物など）

【八甫清掃センター】

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	生ごみ、卵のから・貝がら、てんぷら油（紙などに吸い込ませるなど）、保冷剤・シリカゲル・アイスノン、ぬいぐるみ・スポンジ、洗剤・ビザ・海苔の箱、玄関マット・足踏みマット、革ぐつ・サンダル・スニーカー・スリッパ・長靴など、革製品・かばん・ベルト、生理用品・紙おむつ、アルバム、CD・MO/DVD・レコード・カセット・ビデオテープ、じゅうたん・カーペット、はんでん・柔道着・手袋・帽子、ビニールホース・いた・よしず、猫のトイレ砂、花火、ボール（空気を抜いて）、ねんど・使い捨てカイロ、落ち葉・草、枝・小枝・竹（長さ30cm以下、太さ6cm以下）
燃やせないごみ	酢のびん・缶詰・ペットフードの缶、なべ・やかん、フライパン、アルミホイル・鍋焼き容器のアルミ箔、ガラスコップ、まな板、せともの・ガラス製品、包丁・刃物・カミソリ、洗濯バサミ、バケツ・洗面器・風呂のイス、化粧品のびん、鏡・手鏡、植木鉢、ドライヤー・アイロン・小型家電製品、電話機・ラジカセ、電気コード、プリンター、白熱電球・点灯管、照明器具、電気毛布・電気カーペット、おもちゃ類、時計、人形ケース、一斗缶、ポリタンク、ハンガー・洗濯カゴ、ラケット、造花、傘
粗大ごみ	自転車、いす、つくえ、テーブル、たな、ストーブ・ヒーター類、たんす、スキー板、ソファ、マットレス、ふとん
有害ごみ	噴射式スプレー缶・カセット式ガスボンベ、乾電池、オイルライター・ライター・ガスライター・電子ライター・チャッカマン、蛍光管・水銀式体温計、電球型蛍光管
資源リサイクル	
新聞紙	新聞、折り込みチラシ
布・衣類	布団カバー・シーツ・タオルケット・毛布、シャツ、セーター、ズボン、背広・ネクタイ、カーテン、コート・ジャンパー、下着、タオル・バスタオル
飲料用紙パック	
段ボール	
雑誌・ざつがみ	雑誌・書籍、カタログ、はがき、ノート、プリント、画用紙、紙袋、カレンダー、紙箱、缶ビールなどの紙ケース、包装紙、名詞、封筒、米の袋、ティッシュの箱、ラップの箱・芯、トイレトーパーの芯、卵の入れ物（紙製）
びん・缶	ジュースのびん・缶、お酒のびん・缶、ワインのびん、栄養ドリンクのびん、コーヒーの缶
ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用、ドレッシング用（ノンオイル）、調味料用、みりん用（PETマークがついているもの）
プラスチック製容器包装	パック類、袋類、ボトル類、カップ類、トレイ類、ラップ・フィルム類、緩衝材類、ふた・キャップ、その他（歯ブラシケース、錠剤の入れ物など）